

## 契約締結時交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

- ・商号又は氏名: 様
- ・住所:
- ・電話番号:
- ・Eメール:

商号	株式会社トリロジー
住所	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-27 桃井第2ビル5F 東
TEL	06-6356-4045
Emai	info@trgy.co.jp

契約年月日 年 月 日  
契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月)

注: 但し、契約期間満了日までに書面による契約解除の意思表示がなければ、契約は同一期間自動的に延長され、以後も同様と致します。

### 1 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 1 提供する投資助言の内容及び方法

株式取引、外国市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引（外国為替証拠金取引（FX））市場の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行います。

自動売買ソフト会員：（<https://ea-exposition.com/> 参照）

店頭デリバティブFX取引の取引対象である通貨の価値等の分析に基づく投資判断と注文を自動化した売買ソフトで、電子メール等でなされる質問（売買ロジックとソフトの設定に関する事項、及び原資に対する売買ロット数の助言等）に対して電子メール等により随時回答します。

売買シグナル配信会員：（<http://www.trgy.co.jp/service/buysellmember/> 参照）

株式取引、外国市場デリバティブ取引、外国為替証拠金取引に関するファンダメンタル、テクニカル分析により市場動向の長中短期予測を行い、これらから導かれるエントリー／イグジットポイントを売買シグナルとして随時配信します。有料オンラインサロンでは、顧客からの質疑応答、意見の添削も行います。

EAレンタル会員：（<http://www.trgy.co.jp/service/earent0/> 参照）

対象商品は、自動売買ソフトの貸し出しにより運用いただくものです。助言の手段は、契約者の資金量に適した運用管理例を、面談、テレビ会議又は電話により随時回答する形で行われます。

一般会員：（<http://www.trgy.co.jp/service/generalmember/> 参照）

対象商品は、投資家からの質問や意見、考察に対する助言やアドバイスです。助言の手段は、契約者からの問い合わせに、面談、テレビ会議又は電話により随時回答する形で行われます。

\_\_\_\_\_様は、\_\_\_\_\_会員、  
\_\_\_\_\_ヶ月間 といたします。

- 2 分析者・投資判断者 前島隆志／小島 修／阿部真博／柿澤真正／成田博之／武内宏道／五十嵐友一／岩本啓／日置拓也／佐藤誠通／林貴晴
- 3 助言者 前島隆志／小島 修／阿部真博／柿澤真正／成田博之／武内宏道／五十嵐友一／岩本啓／日置拓也／佐藤誠通／林貴晴
- 4 報酬等

(1) 助言報酬

区分	報酬額
自動売買ソフト会員	<p>販売価格 54,000円 及び、EA-EXPO webページ内に記載の価格</p> <p>※ソフトは売り切りで使用期限は特に設けませんが、付随する助言サポート期間は1ヶ月間とし、継続サポートをご希望の場合は、一般会員契約が必要となります。※追加・再発行申請には10,800円の事務手数料が必要となります。</p> <p>※追加・再発行対応は、業者信用リスクを重んじる方々に考慮したものです。同一業者への複数発行にはお応え出来ない場合がございますので、予めご了承ください。</p>
売買シグナル配信会員	<p>MultiAgentEvo 1ヵ月間 10,800円 有料オンラインサロン 1ヵ月間 15,000円</p> <p>※契約期間満了日までに書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きがなければ、契約は同一期間自動的に延長されます。</p>
EAレンタル会員	<p>◆契約期間 契約日が6月以前の場合、契約日から本年6月30日まで 契約日が7月以降の場合、契約日から本年12月20日まで</p> <p>◆報酬形態 成功報酬</p> <p>◆報酬算出方法 元金50万円～の場合、投資利益から本投資で発生した税金を差し引いた額(以下、純利益)×40% 元金100万円～の場合、純利益×35% 元金300万円～の場合、純利益×30% 元金1000万円～の場合、純利益×25% ※契約時の元金を基準として計算します。</p> <p>※運用率が0%以下の場合、成功報酬は発生しないものとし、次契約期間への継続の場合、前契約期間の元金を上回った額を投資利益と定義します。</p> <p>※契約期間満了日までに書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きがなければ、契約は同一期間自動的に延長されます。</p> <p>※途中解約の報酬形態も上記に従うものとします。</p>
一般会員	<p>1ヵ月間 33,000円 1年間 330,000円</p> <p>※契約期間満了日までに書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きがなければ、契約は同一期間自動的に延長されます。</p>

<p>一般会員</p>	<p>1ヵ月間      32,400 円      1年間      324,000 円  ※契約期間満了日までに書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きがなければ、契約は同一期間自動的に延長されます。</p>
-------------	--

注1：報酬額は、すべて消費税を含みます。

注2：各コースの契約は、ご自身で契約の解除を実行されるまで自動的に継続されます。

注3：契約解除につきましては、契約期間満了日までに書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きを行ってください。

## (2) 報酬等の支払い時期、方法

報酬の支払いについては助言報酬に記載の方法に従って下さい。

それ以外については、投資顧問契約が有効となる日（契約期間の開始日）の前日までに、後払いの報酬金は契約期間満了などの契約終了後10日以内に、下記の当社名義の銀行口座何れかにお振り込みください。

楽天銀行 第一営業支店 普通 7130233 カトリゾーイー

楽天銀行 リズム支店 普通 7025226 カトリゾー

三井住友銀行 南森町支店 普通 1897175 カトリゾー

## 5 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

## 6 契約の解除について

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・ 投資顧問契約に基づく助言業務を行っていない場合は、投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

・ 投資顧問契約に基づく助言業務を行っている場合は、日割り計算した報酬（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上相当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

## (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

自動売買ソフト会員、売買シグナル配信会員、月額課金会員、EAレンタル会員、一般会員、特別会員、投資アカデミー会員につきましては、契約を解除しようとする日の前日までに、書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きのいずれかをもって解除することができます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬として日割り計算した額を徴収します。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返却いたします。

但し契約期間満了日までに書面による意思表示、あるいは購入サイト内にて契約解除の手続きがなければ、契約は同一期間自動的に延長され、以後も同様とします。

## 7 当社への連絡方法

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡ください。

電話番号 06-6356-4045（代表）、080-4496-3951（携帯）

eメールアドレス info@trgy.co.jp、trilogy.inc@gmail.com

## II 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

### ① 顧客を相手として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は、外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買、又は市場デリバティブ取引
  - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、又は市場デリバティブ取引

② 当社および当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。

③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。